

令和5年度行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時

令和6年2月1日（木）13:30～15:30

2 場所

東北管区行政評価局局長室

3 出席者（敬称略）

（委員）

斉藤 睦男（座長）、遠藤 恵子、神部 光崇、芳賀 清光、細谷 隆

（事務局）

加瀬 徳幸（局長）、小野 隆之（評価監視部長）、大場 浩司（総務行政相談部長）、
小野 浩司（地域総括評価官）、五十嵐 文敏（行政相談課長）、佐野 友則（首席行政相談
官）ほか

4 議題

(1) 新規付議事案の審議

国民健康保険における高額療養費の支給申請の際の領収書の取扱いについて

(2) 前回の付議事案に関するその後の経過等の報告

- ① 児童扶養手当に係る現況届の郵送での提出について（フォローアップ結果等）
- ② 不動産登記申請書添付書類の原本還付請求手続の改善（中部管区行政評価局における常時監視活動の展開）

5 議事要旨

(1) 新規付議事案の審議

事務局から新規付議事案（国民健康保険における高額療養費の支給申請の際の領収書の取扱いについて）に係る資料に基づき説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な意見等は以下のとおり。

（斉藤座長）

国民健康保険における高額療養費の支給申請の際の領収書の取扱いについて、事務局から説明がなされたところだが、御質問はないか。

（神部委員）

国民健康保険における高額療養費の支給申請を勧奨する事務の流れを確認したい。住民が医療機関を受診し、窓口で一部負担金を支払った後、レセプトが発行され、市町村

が対象者に対して申請を勧奨する通知（以下「勧奨通知」という。）を作成する。その後、当該住民が支給申請を行うという流れで間違いないか。また、各市町村では、領収書の添付の要否にかかわらず、同様の流れで勧奨事務を行っているとの理解でよいか。

（事務局）

勧奨通知の送付対象など、若干異なる部分はあるが、各市町村における勧奨通知の送付までの基本的な流れは、御理解のとおりである。

（斉藤座長）

高額療養費制度について、医療機関や薬局の窓口で支払う一部負担金の額が1か月で上限額を超えた場合に、その超えた分を高額療養費として支給するとのことだが、窓口で一部負担金を支払っていない者に対しても支給されることはあるのか。

（事務局）

償還払い制度であることから、前提として一部負担金を支払っている必要がある。現在、これを支払っていない場合もあるのではないかと懸念から、領収書の添付を必要としている市町村がある。

（斉藤座長）

論点を再度確認する。

- ・現在、領収書の取扱いは市町村により区々である。これについて、添付を不要とする方向で検討を促すべきではないか。領収書の添付を必要としている市町村が挙げている理由に対しては、どのように対応するのが望ましいか。
 - ・領収書の添付を不要とするために県や市が実施している工夫例を、調査対象以外の市町村も含めて周知する必要があるか。
- これら2点について、御意見を伺いたい。

（芳賀委員）

高額療養費の支給申請者と市町村の双方の負担を軽減するためにも、領収書の添付を不要とすべきではないか。

（細谷委員）

市町村ごとに取扱いが異なっているのは、国が市町村に判断を委ねていることに原因があるのではないか。東北厚生局へのアプローチはしないのか。地方公共団体の責任にされてしまうと、市町村ごとに差が広がるのではないかと思う。根本的に改善する必要があるのではないか。

（事務局）

厚生労働省は、飽くまで市町村の判断であるとしており、全国の市町村が様々な考えを持って取り組んできている状況にある。県の実務担当者からは、厚生労働省から統一した手順等を示すよりも、市町村の工夫例等の情報提供をしてほしいとの意見も頂いている。当局として、現行の規定の中でできることとして、まずは市町村の様々な先進的な取組例を情報提供したいと考えている。

(齊藤座長)

今日の会議結果に基づいて、東北管区行政評価局において、あっせんや参考連絡等の措置がとられると思われるが、その対象に東北厚生局を含むことは考えているか。また、厚生労働省本省への連絡についてはいかがか。

(事務局)

東北厚生局は、国民健康保険の高額療養費の支給申請手続に関しては、市町村の判断に委ねられている事項であることから、特段、関与は行っていないと説明している。厚生労働省本省への連絡の要否については、総務省本省マターの話となる。

(齊藤座長)

細谷委員の意見は正論であり、地方厚生局が動くとも効果も大きいですが、現実的に難しい状況と思われる。本会議結果に基づいてできることとしては、市町村に工夫例等を周知して、実務担当者において改善することが可能となるよう働き掛けることではないかと思料される。

(遠藤委員)

各市町村の判断で工夫して取り組むのは良いことであると思うが、市町村ごとに差が広がることについては、対応を検討しなければならないのではないかと。県境を越えて情報共有する必要があるのではないかと。

(齊藤座長)

遠藤委員の指摘のとおり、県が市町村に方針を示して、領収書の添付を不要とする取扱いや、簡素化を促すのが望ましいが、現時点では、県がそもそも市町村の状況を十分に把握していない状況にあるとも考えられることから、まずは市町村の工夫例を周知する必要があるのではないかと。

(芳賀委員)

私も自身が住んでいる地域の状況を調べてみたところ、窓口での自己負担額を支払わない者が出てくることへの不安から、申請者に対して領収書の添付を求めている市町村があったが、一方で、一部負担金が支払われていると保険者が判断すれば、領収書の添付は省略できると示されていることから、領収書の添付を求めている市町村もあった。

人口規模が大きく、受診者も多い市町村においては、領収書の添付を求める傾向にあるのではないかと。

(神部委員)

私は、領収書の添付は省略する方向で進めるべきだと考えている。医療機関の発行するレセプトの正確性に疑念を持っていることから、受診者に領収書の添付を求めている市町村もあるのではないかと。高額医療を必要とするような大変な状況にある受診者に負担を掛けるのではなく、医療事務を厳格化することなどにより対応すべきではないかと。

また、県によって取扱いが異なるのは、住民サービスの均一化の観点から、望ましくないのではないかと。

(事務局)

本日欠席している藤田委員からの御意見を紹介したい。

- ・相談内容はもっともな話であり、何か月も前の領収書の提出を求めるのは酷な話である。支払事実を確認する必要がある場合は、領収書の添付を求めない方法で行うべきではないかと。既に領収書の添付を不要としている市町村が工夫しながらそれなりに対応できているのであれば、領収書の添付を必要としている市町村においても、領収書の添付を不要とすることを積極的に検討していただければどうか。
- ・調査対象とした市町村以外にも、領収書の添付を必要としている市町村があれば、今回把握した工夫例を周知してもよいのではないかと。領収書の添付を不要とする方法として、こんな方法もあるのかと気付いてもらえるのではないかと。

(齊藤座長)

本日出席している委員からの意見をまとめたような内容かと思う。

領収書の取扱いについては、本日出席している委員からの指摘も生かしてこの方向でまとめることとし、県や市で実施している工夫例については、調査対象の県市以外の市町村も含めて、周知していく必要があるとの意見でまとめることとしてよろしいかと。

(一同) 了承

(事務局)

補足させていただくと、資料に、今回の調査で把握した「領収書の添付を不要としたことによる主なメリット、デメリット」を記載している。レセプトに記載された自己負担額と領収書の金額が一致しないことを不安視しているとのデメリットを回答した市町村においても、当該デメリットによるトラブル等は発生していないとしている。また、領収書の添付を不要にした市町村においては、誓約書を提出いただいたり、医療機関に支払状況を確認したりするなどして対応できている状況があることから、今回の調査で把握した様々な工夫例を広く周知することが、領収書の添付を不要とする取扱いを標準

化していくことにつながるのではないかと考えている。

(齊藤座長)

それでは、審議結果に基づいた形で進めていくこととして、詳細については座長と事務局に一任していただくということによろしいか。

(一同) 了承

(2) 前回の付議事案に関するその後の経過等の報告

① 児童扶養手当に係る現況届の郵送での提出について(フォローアップ結果等)

令和4年度の行政苦情救済推進会議で付議した「児童扶養手当に係る現況届の郵送での提出について」のフォローアップ結果について、事務局から以下のとおり報告した。

- ・昨年度、児童扶養手当現況届の郵送での提出の取扱いについて、東北6県内から抽出した32市区を対象に調査したところ、18市が「①郵送での提出を認めていない」、8市が「②全部支給停止者は郵送での提出が可能」、6市が「③全ての受給者等が郵送での提出が可能」との回答であった。令和4年度の行政苦情救済推進会議での意見を踏まえ、東北6県に対し、全部支給停止者に対する現況届の提出手続に係る推奨的な対応例を参考連絡し、管内市町村への周知を依頼した。
- ・今年度、①又は②の取扱いをしていた26市を対象に、その後の取扱いについて調査した。その結果、①と回答した18市のうち12市が取扱いを変更し、全部支給停止者による郵送での提出を認めていた。さらに②と回答した8市は今年度も同様の取扱いをしていることから、②の取扱いをしている市町村は、8市から20市に増加した。
- ・今後、フォローアップ結果を公表するとともに、東北6県に参考連絡を行いたいと考えている。

上記について、構成員の了承を得た。

② 不動産登記申請書添付書類の原本還付請求手続の改善(中部管区行政評価局における常時監視活動の展開)

令和4年度の行政苦情救済推進会議で付議した「不動産登記申請書添付書類の原本還付請求手続の改善」に係る中部管区行政評価局における常時監視活動の展開について、事務局から報告した。

以上